３．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第９表の２に記載すること。

４．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

５．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

３　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

４　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

５　第１表の１の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

６　第１表の１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

７　第１表の１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

８　第１表の１のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

９　第１表の１及び２、第３表の１及び２、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－２を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ\times Ⓑ\times Ⓒ\times Ⓓ)^{1/4}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝$(Ⓐ'\times Ⓑ'\times Ⓒ'\times Ⓓ')^{1/4}$（％）

15　第６表の１は、「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「(イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表の２は、「(ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「(ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。